

# 写

第2号様式（第8条関係）

○ 第○ 号  
●年●月●●日

世田谷 太郎 様

世田谷区長 印

世田谷区低所得世帯エアコン購入費等助成金交付決定通知書  
(交付番号 )

●年●月●日で申請のあった世田谷区低所得世帯エアコン購入費等助成について審査した結果、助成金の交付対象として決定しましたので通知します。

なお、現時点では交付額は確定していません。助成金額については請求書類の確認を経て別途通知します。

記

- 対象事業名 世田谷区低所得世帯エアコン購入費等助成事業
- 交付額（未確定）：後日確定（上限100,000円）
- 対象期間：令和8年4月15日～令和8年12月12日

#### 4 助成条件

##### (1) 交付決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すものとする。また、交付決定の取消しは、交付すべき額を決定した後においても適用する。

- 虚偽又は不正な手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- 前号に掲げるもののほか、区長が付した条件に従わなかったとき。

##### (2) 助成金の返還

(1)により助成金の交付の決定を取り消された場合において、区長から当該助成金の返還を命じられたときは、区長が指定する期限までに当該助成金を返還しなければならない。

##### (3) 延滞金及び延滞金

- (2)による助成金の返還命令に基づき補助金を返還する場合は、その命令に係

る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

②（２）により助成金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### （４）機器の管理義務等

①当該助成により取得した機器については、事業の完了後においても、常に良好な状態に管理し、最善の注意をもって使用に努めなければならない。

②当該助成により取得した機器を譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。

### 5 今後の手続き

（１）エアコンを購入・設置後、次の書類を提出してください。

ア 世田谷区低所得世帯エアコン購入費等助成金請求書（同封）

イ 提出書類確認表（同封）

ウ エアコンの購入・設置が確認できる書類の写し

エ 振込先口座情報が確認できるもの

（２）提出期限：令和 8 年 1 2 月 1 2 日（必着）

（３）書類確認後、交付額確定通知を送付します。

#### 【担当】

世田谷区 保健福祉政策部

生活福祉課 エアコン購入費助成担当

03-5432-2188